

## 野生の鳥獣に関する担当課

内 容	担 当 課
1 鳥獣による農業被害対策に関すること ※「 <u>鳥獣による農業被害で困っている</u> 」という相談も「農業被害対策」に関することなので「いのしか対策課」が担当課となります。 ただし、本課では直接捕獲(駆除)は行いません。	いのしか対策課 ☎224-8470 (内線 3132)
2 住宅内に侵入した野生鳥獣に関すること ただし、市では、 <u>有害鳥獣(ハクビシン等)の捕獲等</u> は行っていません。 また、狩猟免許を有しない者でも捕獲を申請できる獣種があります。 →「 <u>狩猟免許を有しない者がハクビシン等の捕獲許可を申請する場合について</u> 」参照	
3 野鳥の死亡情報に関すること (家禽は除く)	
4 傷ついた(弱っている)野生鳥獣等に関すること →「 <u>野生鳥獣に関するよくあるお問い合わせについて</u> 」参照 →「 <u>鳥のヒナに関するお問い合わせについて</u> 」参照	
5 クマの目撃情報、クマによる人身被害情報に関すること	
6 鳥獣捕獲許可申請手続きに関すること。	
7 狩猟・猟友会に関すること。	
8 道路上に死亡した鳥獣の処分に関すること	清掃センター ☎221-5316 (内線 8023)
9 特別天然記念物の死亡報告に関すること (ニホンカモシカなど)	文化財課 ☎224-7013 (内線 3882)
10 鳥類による生活環境被害(糞害・騒音被害)に関すること	環境保全温暖化対策課 ☎224-8034 (内線 3018)
11 鳥類による <u>公園</u> の糞害に関すること	公園緑地課 ☎224-5054 (内線 3464)
12 住宅内に侵入した動物(犬・猫)に関すること 傷ついた(弱っている)犬・猫に関すること	長野市保健所 食品生活衛生課 ☎262-1212 (内線 143)